

雇 児 発 0 8 0 8 第 2 号
平成 2 5 年 8 月 8 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の一部改正について

標記について、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（平成15年12月9日付け雇児発第1209001号本職通知。以下「本職通知」という。）により実施されているところであるが、今般、本職通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成25年8月8日より適用することとしたので、御留意の上、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1 改正内容

平成24年8月22日付で公布された子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等の関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度の円滑な実施のためには、新たな「幼保連携型認定こども園」において位置づけられる「保育教諭」の人材確保を図る必要があることから、指定保育士養成施設において幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例を実施するための所要の措置を講じたこと。

2 施行期日

平成25年8月8日